

令和 5 年度「東京都環境影響評価審議会」第 7 回総会 議事録

■ 日時 令和 5 年 9 月 28 日（木曜日）午前 10 時 00 分～午後 0 時 43 分

■ 場所 W E B によるオンライン会議

■ 出席委員

柳会長、奥第一部会長、宮越第二部会長、安立委員、荒井委員、飯泉委員、日下委員、
玄委員、小林委員、高橋委員、羽染委員、速水委員、廣江委員、水本委員、宗方委員、
保高委員、横田委員

■ 議事内容

1 答 申

「南小岩七丁目駅前地区第一種市街地再開発事業」環境影響評価書案

⇒ 評価書案における調査、予測及び評価は、おおむね「東京都環境影響評価技術指針」に従って行われたものであると認められること並びに「騒音・振動」、「風環境」に係る指摘事項について留意すべきことを付した答申文を、全会一致で知事へ答申

2 諮 問

「六本木五丁目西地区市街地再開発事業」環境影響評価書案

3 受理関係

⇒ 別紙受理報告一覧の事業について審議会へ報告

受 理 報 告（9月）

区 分	対 象 事 業 名 称	受 理 年 月 日
1 環境影響評価調査計画書	東日本旅客鉄道南武線（谷保駅～立川駅間）連続立体交差事業	令和5年8月10日
	（仮称）後楽二丁目南地区第一種市街地再開発事業	令和5年9月6日
2 変 更 届	東京駅前八重洲一丁目東地区第一種市街地再開発事業	令和5年8月22日
	八重洲一丁目北地区第一種市街地再開発事業	令和5年8月24日
3 着 工 届 （事後調査計画書）	中防不燃・粗大ごみ処理施設整備事業	令和5年9月5日

令和５年度
「東京都環境影響評価審議会」
第７回総会
速 記 録

令和５年９月２８日（木）
Webによるオンライン会議

(午前 10 時 00 分 開会)

○椿野アセスメント担当課長 それでは、定刻になりましたので、始めさせていただきます。

本日は、「東京都環境影響評価審議会」総会に御出席いただき、ありがとうございます。

本日の委員の出席状況につきまして、事務局から御報告申し上げます。現在、委員 21 名のうち、17 名の出席をいただいております、定足数を満たしております。

それでは、これより令和 5 年度第 7 回総会の開催をお願いいたします。

○柳会長 はい、承知いたしました。

それでは、会議に入ります前に、本日は傍聴を希望する方がおられます。なお、本会議の傍聴はウェブ上での傍聴のみとなっております。それでは、傍聴人の方を入場させてください。

(傍聴人入室)

○椿野アセスメント担当課長 傍聴の方、入場されました。

○柳会長 ただいまから、令和 5 年度東京都環境影響評価審議会第 7 回総会を開催いたします。

本日の会議は、次第にありますように、答申 1 件、諮問 1 件及び環境影響評価調査計画書 2 件の受理報告があります。

環境影響評価書案の諮問と環境影響評価調査計画書の受理報告につきましては、事業者からの説明と質疑を行います。本日は、審議案件が多いため、委員の皆様には十分な審議を行いつつ、円滑な会議の進行に御協力をお願いします。

それでは、次第 1 の「南小岩七丁目駅前地区第一種市街地再開発事業」環境影響評価書案の答申に係る審議を行います。

この案件は、第一部会で審議していただきましたので、その結果について第一部会長の奥委員から報告を受けることといたします。

奥委員、どうぞよろしくお願いいたします。

○奥第一部会長 はい、分かりました。それでは、資料 1 を御覧ください。

初めに、部会で取りまとめました答申案文について、事務局から朗読してください。

○椿野アセスメント担当課長 それでは、事務局から、資料 1 を朗読いたします。

令和 5 年 9 月 28 日

東京都環境影響評価審議会

会長 柳 憲一郎 殿

東京都環境影響評価審議会

第一部会長 奥 真美

「南小岩七丁目駅前地区第一種市街地再開発事業」環境影響評価書案について

このことについて、当部会において調査、審議した結果は別紙のとおりです。

別紙を御覧ください。

第1 審議経過

本審議会では、令和5年2月27日に「南小岩七丁目駅前地区第一種市街地再開発事業」環境影響評価書案（以下「評価書案」という。）について諮問されて以降、部会における質疑及び審議を重ね、事業段階関係区長の意見等を勘案して、その内容について検討した。

審議経過は付表のとおりである。

付表を御覧ください。付表については、画面のとおりです。

なお、都民の意見を聴く会につきましては、都民からの意見書の提出がなかったため、開催されなかったものとなっております。

続きまして、

第2 審議結果

本事業の評価書案における調査、予測及び評価は、おおむね「東京都環境影響評価技術指針」に従って行われたものであると認められる。

なお、環境影響評価書を作成するに当たっては、関係住民が一層理解しやすいものとなるよう努めるとともに、次に指摘する事項について留意すべきである。

【騒音・振動】

工事用車両及び関連車両の走行による騒音の増加はわずかであるが、環境基準値を上回る地点があることから、走行経路や走行時間帯の分散などの環境保全のための措置を徹底し、騒音の低減に努めること。

【風環境】

環境保全のための措置として、防風植栽、防風壁等の設置により風環境への影響の低減を図っているが、計画地にはJR小岩駅や隣接地区とを繋ぐ歩行者デッキが接続されるとともに、不特定多数の人が利用する屋上広場などが整備される点にも留意し、良好な

風環境を確保するよう努めること。

また、事後調査において、調査地点を適切に設定した上で、その効果の確認を行うこと。
以上になります。

○奥第一部会長 それでは、審議の経過について、私から御報告いたします。

本事業は、江戸川区南小岩七丁目、J R小岩駅南口の約1.5haの事業区域に、集合住宅、商業施設、公益施設、保育所、駐車場等を新設し、複合的な市街地を形成するものです。最高高さは約16.9mを計画しております。

対象事業の種類は、高層建築物の設置でございます。

本評価書案は、令和5年2月27日に当審議会に諮問され、第一部会に付託されました。それ以降、現地調査及び部会における4回の審議を行い、ただいま朗読いたしました答申案文として取りまとめることといたしました。

この間、本評価書案に対しまして、事業段階関係区長である江戸川区長、葛飾区長から意見が提出されております。この意見に対しましては、見解書におきまして事業者の見解が示されております。

なお、都民の意見を聴く会につきましては、都民からの意見書の提出がなかったため開催されていません。

本件の審議に当たり、これらの内容を踏まえつつ審議いたしました結果、本評価書案における現況調査、予測及び評価はおおむね「東京都環境影響評価技術指針」に従って行われたものであると認められますが、環境影響評価書の作成に当たりましては、関係住民が一層理解しやすいものとなるよう努めるとともに、ここに指摘する事項に留意するよう求めることといたします。

次に、答申案の内容について御説明いたします。

騒音・振動の意見ですが、本事業における工事用車両及び関連車両の走行に伴う騒音の予測を見ると、環境基準の値をわずかに上回っている地点がございます。そのうちのサンロードについては、今後、道路の拡幅が予定されているということですが、J R小岩駅南口から計画地方向に延びている道路でありまして、多くの車や人の往来が予想されます。

そのため、事業の実施に当たっては、走行経路や走行時間帯の分散などの環境保全のための措置を徹底し、騒音の影響の低減を求めることといたしました。

次に、風環境の意見ですが、本事業では、環境保全のための措置として、防風植栽や防

風壁等の設置により、計画地及びその周辺の風環境に著しい影響を及ぼすことはないと評価されています。しかし、周辺の再開発にあわせて、計画地へ歩行者デッキの設置が計画されていることや、本事業で屋上広場が整備されるなど、不特定多数の往来が予想されます。

以上のようなことから、良好な風環境を確保するように求めることといたしました。また、事後調査において、調査地点を適切に設定した上で、その効果の確認を求めることといたしました。

以上で私からの報告を終わります。

○柳会長 はい、ありがとうございました。

それでは、ただいまの報告について、何か御意見等ございますでしょうか。発言される際には最初にお名前をお願いいたします。よろしいでしょうか。

(なし)

○柳会長 特段御意見がないようですので、ただいまの報告をもちまして、審議会の答申としたいと思います。それでよろしいでしょうか。

(なし)

○柳会長 ありがとうございます。それでは、そのようにさせていただきます。答申書を読み上げてください。

○椿野アセスメント担当課長 はい。答申書を読み上げさせていただきます。

5 東 環 審 第 24 号

令和 5 年 9 月 28 日

東京都知事 殿

東京都環境影響評価審議会

会長 柳 憲一郎

「南小岩七丁目駅前地区第一種市街地再開発事業」環境影響評価書案について（答申）

令和 5 年 2 月 27 日付 4 環総政第 696 号（諮問第 546 号）で諮問があったこのことについて、当審議会の意見は別紙のとおりです。

別紙につきましては、先ほど朗読いたしました案文と同じでございます。

以上になります。

○柳会長 ただいま朗読しましたとおり、知事に答申することにいたします。

それでは、次に、諮問に入ります。諮問案件について、事務局から説明をお願いいたします。

○椿野アセスメント担当課長 資料2を御覧ください。

諮問文でございます。朗読させていただきます。

5 環 総 政 第 3 3 6 号

東京都環境影響評価審議会

東京都環境影響評価条例（昭和55年東京都条例第96号）第50条の規定に基づき、
下記事項について諮問する。

令和5年9月28日

東京都知事 小 池 百 合 子

（公 印 省 略）

記

諮問第550号「六本木五丁目西地区市街地再開発事業」環境影響評価書案

以上になります。

○柳会長 「六本木五丁目西地区市街地再開発事業」環境影響評価書案につきましては、第一部会に付託させていただきますので、第一部会の委員の皆様、どうぞよろしくお願いいたしますします。

それでは、まずは、事業者の方に御出席いただきます。事業者の方は入室をお願いいたします。

（事業者入室）

○柳会長 それでは、諮問案件の概要につきまして、事業者の方から説明を受けることいたします。御準備ができましたら、御説明をお願いいたします。

なお、説明される際には、事業者の方は冒頭で自己紹介をしていただき、併せて他の出席者についても御紹介ください。その上で御説明をお願いいたします。それではよろしくお願いいたします。

○事業者 六本木五丁目西地区市街地再開発準備組合の事務局長です。森ビルに所属してお

ります。よろしくお願いいたします。

○事業者 おはようございます。同じく、六本木五丁目西地区市街地再開発準備組合から参りました。私も森ビルの所属でございます。本日はよろしくお願いいたします。

○事業者 おはようございます。同じく、準備組合で、同じように森ビルに所属しております。よろしくお願いいたします。

○事業者 準備組合、パシフィックコンサルタンツ株式会社の者となります。本日はよろしくよろしくお願いいたします。

○事業者 おはようございます。準備組合、パシフィックコンサルタンツ所属です。よろしくよろしくお願いいたします。

○事業者 それでは、本環境影響評価書案の中身について、事業計画なり、項目選定の部分を中心に、私のほうから御説明をさせていただきます。

皆さん、お手元に環境影響評価書案があるかと思しますので、こちらに沿って御説明をさせていただきます。

まず、ページのところで言いますと、1から3-1、こちらの内容について御説明をさせていただきます。対象事業といたしましては、六本木五丁目西地区市街地再開発事業、種類としては高層建築物の設置となっております。共有した画面に沿って御説明をさせていただきます。

対象事業の内容の概略の部分になります。本事業は、「都市再開発法」に基づく市街地再開発事業として、業務・商業・住宅・文化・教育等の機能を持った高層・低層建築物を新築し、複合的な市街地を形成するものとしております。

内容の概略については、表3-1にお示ししているとおりとなっております。事業区域は東京都港区六本木五丁目の1から11番、事業区域面積は約9.2ha、敷地面積は約7.1ha、延床面積は約108万㎡、最高建物高さはG.L. + 約32.7mとなっております。階数としては地上66階、地下8階の建物となります。主要用途といたしましては、事務所、ホテル、店舗、住宅、文化施設、学校、駐車場となっております。駐車場台数は約1,570台。「都市機能が集積する拠点」として、「交通結節拠点としての利便性の高さをいかして、業務や商業、交流、宿泊、移住などの多様な都市機能の集積を促進するとともに、駅前広場空間の整備など駅前の顔づくりを推進すること」に重点を置いてまちづくりを進める考え方が定められております。

これらの上記内容を踏まえまして、交通結節機能を強化するための「駅まち広場」や

「交通結節広場」、さらには、地域道路網、歩行者ネットワークの充実を図るための都市基盤の整備を図るとともに、国際競争力を備えた業務、商業、居住や文化交流機能が一体化した計画的複合拠点を形成することを本事業の目的としております。

また、本事業では、環境への取り組みといたしまして、「都心の森」の創出をまちづくりのコンセプトの1つとし、広大な敷地を一体的に緑で覆う立体的な屋上庭園の整備により、緑豊かでまとまったオープンスペースを創出するとともに、隣接する六本木ヒルズ毛利庭園、既存街路樹との調和を図り、緑のネットワークを拡大する方針でございます。また、位置については後ほど詳細を御説明させていただきますが、保全活用される国際文化会館の既存緑地や石垣等の環境、景観・歴史に配慮した高質な緑空間を構築する計画としております。

1 ページめくっていただきまして、こちら、本事業の位置及び港区のまちづくりマスタープランのページを抜粋したものとなっております。こちらが港区まちづくりマスタープランのまちづくり方針の抜粋の部分になります。

ページ飛びまして、5－4 ページ、位置及び概況になります。冒頭少しお話しさせていただきましたが、本事業区域は、港区の中央よりやや北の六本木五丁目に位置しております。

千代田区と並び日本のビジネスの拠点と中心となっています。事業区域周辺は、大規模なオフィスビルが点在しておりまして、事業区域北西端にあたる六本木交差点周辺が日本有数の繁華街とされている一方で、事業区域東側の鳥居坂通りという沿道があるのですが、こちらにつきましては閑静な住宅地や教育施設、歴史的な趣きを感じられる街並みが残されております。また、六本木地域周辺は台地と低地が入り組んだ地形でして、大変高低差がございます。これらの高低差により、南北方向や東西方向において歩行者の動線が分断されていることが現状、地域の課題となっております。

事業区域周辺の鉄道網、道路網といたしましては、東京メトロ日比谷線、東京メトロ南北線、都営地下鉄大江戸線等が走っており、北側につきましては外苑東通り、南側に環状3号線、六本木通り、高輪麻布線等が通っております。また、六本木通りや高輪麻布線の上空には首都高3号線、首都高都心環状線が通っております。

5－5 ページが、今、お話、御説明させていただきました地域のこの周辺の概況となっております。

5－6 ページが航空写真、5－7 ページが事業区域に寄った航空写真、現況のものとな

ります。

5－8ページのところが、先ほどのお話しさせていただきました、高低差のところを表現させていただいているような図面となっております。

5－9ページのところが、地域の概況を簡単に整理させていただいておりまして、事業区域の北側及び西側は、事務所建築物や専用商業施設が比較的多く位置していきまして、事業区域の南側及び東側は集合住宅としての利用が多い場所となっております。

5－10ページに移らせていただきます。まず、計画の基本方針となります。3点掲げさせていただいておりまして、都市機能が集約する拠点形成を支える都市基盤の強化・拡充、2点目といたしまして、東京の国際競争力を高める都市機能の導入、3点目といたしまして、都市防災機能の向上に資する拠点形成とさせていただいております。

5－11ページの御説明に移らせていただきます。今回の事業区域の設定について御説明をさせていただきます。本事業を含む環状3号線、芋洗坂通り、鳥居坂通り、外苑東通りで囲まれた約10.3haの今回の事業区域とプラスアルファの区域において、土地利用の方針を適切に誘導するために、再開発等促進区を定める地区計画において地区整備計画を定めることが予定されております。一方、市街地再開発事業として取り扱う本事業の事業区域は、以下に掲げております①と②の区域を含まない範囲としております。①といたしますが、芋洗坂通り沿いの一部の区域で、②としておりますのが、建物（国際文化会館本館）が国の登録有形文化財となっているために保存が求められているD街区の区域となっております。

こちら、5－13ページのところで、具体の位置をお示しさせていただいております。①と言っておりますのが、芋洗坂通りのやや事業の南側の区域のところになります。②と言っておりますのが、その右下のところ、D街区と呼ばれます国際文化会館のエリアとなります。

少し戻っていただきまして、5－11ページ。一方で、D街区については、B街区及びE街区との境界部分において、本事業に関連して山留・埋戻し工事等の一部工事を行う計画としております。国際文化会館の西館や庭園下段の擁壁部分は事業区域に編入して改変する計画でございます。ただし、国の登録有形文化財に指定されている国際文化会館本館の改築等は、今回の計画の中でございません。

5－12ページの御説明をさせていただきます。本事業の建築計画の概要となっております。本事業、先ほどの図面でも軽く御確認いただきましたとおり、幾つかの街区に分

かれておりまして、A－1街区が事務所棟、A－2街区が寺院、A－3街区が教会、B街区が高層住宅棟、あとC街区、学校、E街区、南住宅棟となっております。

冒頭御説明させていただきました最高高さについては、このA－1街区、A－1街区と呼ばれております事務所棟の高さをお話しさせていただきました。

各主要用途は、表5-2-1の一番下段のところに示させていただいているとおりとなっております。

続きまして、5－14ページ、こちらに断面図をお示しさせていただいております。左から言いますと、E街区、B街区、A－1街区となっております。

イメージしやすいかと思われますが、5－15ページのところに、今回の計画の完成予想図をお示しさせていただいております。こちら図面の左側が北となっております、A－1街区の事務所棟、B街区の高層住宅棟、E街区の南住宅棟、B街区の西住宅部をそれぞれお示しさせていただいております。加えて、冒頭ちょっとお話しさせていただきました屋上庭園の緑の部分もこのパースで御確認いただけるかと思います。

5－16ページのところ、発生集中交通量及び自動車動線計画について御説明させていただきます。今回の工事の完了後の発生集中交通量は、表5-2-2にお示ししておりますとおり、21,400台、平日で考えております。

動線、加えて駐車場計画等につきましては、5－17ページの図面にお示しさせていただいております、赤が関連車両の主な想定走行ルートの出場、出る車のルート、青が関連車両の想定走行ルートの入りの走行ルートをお示ししております。基本的には、外苑東通り、六本木通り、環3といった大きな道路を使用させていただく計画で考えております。

続きまして、5－18ページのところ、こちら駐車場の排気口の位置をお示したものとなります。A－1街区の右上のところにNo. 1－1、1－2という二つの排気口を、また左のほうにNo. 2、No. 3、No. 4、No. 5、No. 6と、基本的には各街区に合わせながら排気口を設けているところになります。

5－19ページのところが、歩行者ネットワークとなっております、冒頭御説明させていただきました高低差のところを解消するための南北、東西、それぞれの貫通通路を今回の計画中で設けることとされております。

5－20ページ以降、熱源計画、給排水計画、廃棄物処理計画をこちらに記載させていただきます。

5－21ページのところ、緑化計画になります。本事業では、環境への取り組みとして、

「都心の森」の創出をまちづくりのコンセプトの一つとし、広大な敷地を一体的に緑で覆う立体的な屋上庭園の整備により、緑豊かでまとまったオープンスペースを創出するとともに、隣接する六本木ヒルズ毛利庭園等との連携した、調和したネットワークの拡大を図る方針でございます。

2) のところで、緑化基準をお示しさせていただいております、こちら「東京都再開発等促進区を定める地区計画運用基準」及び「港区みどりを守る条例」、各基準値を満たす緑を整備する計画で考えております。

各基準値と比較したものが5-22ページ以降にお示ししております、5-22ページのところが、東京都の運用基準に基づく基準緑化と計画緑化面積の対比、5-23ページのところが、港区条例に基づく基準緑化面積と今回の計画緑化面積の比較をした表となっております。

具体的な緑の配置面積に関しましては、5-24ページにお示ししているとおりでございまして、基本的に今回の計画値のほぼ多くを緑で覆うような計画で考えられております。

5-25ページ、こちらについてはヒートアイランド対策計画をお示しさせていただいております。

5-26以降、施工計画及び供用の計画となっております。概略の工事工程は5.3.1にお示しさせていただいております、街区ごとに工程を引かせていただいております。トータルの工事期間は、令和7年から12年度の約60か月を想定しているところとなっております。

工事の時間帯は、原則として7時から18時までとし、日曜日の作業は原則行わないということで考えております。

5-27ページ以降、施工方法の概要を記載させていただいておりますが、こちら割愛させていただきます。

少し飛びまして、5-30ページのところに工事用車両の走行ルートをお示しさせていただいております。赤が出場、青が入場となっております。

5-31ページ以降は環境保全に関する計画等の配慮への内容を各計画に沿って書かせていただいております。こちらは割愛させていただきます。

最後に、環境影響評価の項目の選定といたしまして、第6章のところを御説明させていただければと思います。6-1ページになります。

今回の事業区域は、東京都環境影響評価条例第40条第4項に規定される「良好な環境を確保しつつ、都市機能の高度化を推進する地域（特定の地域）」内にございます。特定の地域内にあることから同施行規則第52条に規定する事業を実施することから、今回、「特定の地域における事業実施届」というものを提出させていただいております。

特定地域における事業であるということから、環境影響評価の項目につきましては、同規則の54条に定める項目とさせていただいております。大気汚染、騒音・振動、日影、電波障害、風環境、景観、史跡・文化財の7項目としております。

それらを整理しましたマトリックス関連表が6－2になってございます。

以降、環境影響評価の具体的な予測評価の結果になりますので、本日の御説明としては割愛させていただきます。

こちらからの御説明は以上になります。ありがとうございました。

○柳会長 ありがとうございます。

それではただいまの説明について、御質問等はございますでしょうか。具体的な審議は今後の第一部会で行っていただきますが、本日の諮問に当たっては、ただいま事業者より説明のあった事業計画に関する内容などを中心に、質疑応答をしていただければと思います。

どなたからでも結構ですので、どうぞよろしくお願いします。

それでは、廣江委員からお願いいたします。

○廣江委員 すみません。

イメージを頭の中に入れておきたいので伺いするのですが、現況、学校、それから教会、寺等々がある区域に、これを新たなまちづくり計画の中で緑あふれる高層2棟、低層、幾つかの建物に分けていくのですけれども、お寺、教会はほぼその位置に残るイメージでしょうか。

それから学校、教育施設はまたこの中に残るみたいな感じなのですが、今言われた高層の中への移動みたいなことが分かるような御説明があれば、イメージが湧きやすいのですけれども。計画全体の中での今ある現況からの移動みたいなものが分かる御説明をちょっとしていただけないでしょうか。

○事業者 お答えさせていただきます。

まず、お寺とあと教会がございます。ほぼこの現在の位置という形になります。

5－18ページ、A－2街区というところがお寺、それからA－3街区が教会になります。

すけども、これはほぼ同じ位置になります。若干ちょっと横にずれたりはしていますけれども。

あと、このC街区が東洋英和の学校になります。これは今A－1街区のところにあるような感じですが、これが鳥居坂通りを挟みまして東洋英和の中学高校がある目の前に移動してくる形になります。ですので、学校としてのまとまりは現在よりも出てくる形になるかと思っています。

あと住宅が、B街区、それからE街区ということで3棟あるのですが、これはどちらかというと、南側にあるマンションの辺りに同じような位置になるべく置いておこうという形に配置しているという形になります。

B街区が高層棟で、その横にちょっと名前はないのですが、5－18のNo. 5という上に建物が小さくありますが、これが西棟と言われている住宅です。これは比較的低層になります。

それとE街区の南棟というのも低層の住宅ということになります。この辺にはマンションが現在あるということになります。

以上になります。

○廣江委員 ありがとうございます。加えて駐車場が結構広い面積を持って、1,500、600台弱ぐらいの計画になっておりますが、場所はともかくとして、でも1回この下は全部掘り返すみたいな感じですか。

○事業者 御質問ありがとうございます。御回答させていただきます。

廣江委員の御指摘のとおり、A－1街区、B街区、こちらにほとんどの駐車場が整備されます。こちらの地下の部分を使いまして、駐車場を整備してまいります。そのため一度地盤を掘り返すような形を取ることはなっております。

以上でございます。

○廣江委員 ありがとうございます。以上です。

○柳会長 それでは、高橋委員、お願いいたします。

○高橋委員 よろしく申し上げます。

5－16ページの表5.2－2を見ると、工事の完了後の発生集中交通量として平日の1日あたり21,400台と、結構な台数が増えるということが見込まれているのですが、それであれば、この環境影響評価の項目として、工事完了後のこの関連車両の走行に伴う騒音や振動を含めてはどうかと思うのですが、これは含まれていないのはどうい

理由なのか教えてください。よろしくお願いします。

○事業者 御質問いただきありがとうございます。パシフィックコンサルタンツのほうから御回答させていただきます。

今回の環境影響評価の項目に関しましては、先ほど、最後お話をさせていただきましたとおり、今回、特定の地域という場所に該当することから、同施行規則のほうに基づいた項目の選定をさせていただいております。

そういった中から6-2ページの表6-1にございます環境影響評価の項目を選定させていただいたというところになってございまして、予測する事項としていたしましては、騒音・振動に関しては基本的に工事中の機械と車両に伴う影響を確認するよう規則で定められているところから、そちらにのっとり項目を選定させていただいたというところになってございます。

○高橋委員 なるほど。そうすると条例に従って、これは予測する必要があるということですね。

○事業者 おっしゃるとおりでございます。

○高橋委員 分かりました。ありがとうございます。

○柳会長 それでは、続いて、宗方委員お願いいたします。

○宗方委員 宗方です。

非常にダイナミックな計画なので興味深く拝見しているのですが、5-19のネットワーク計画の図について、ちょっと補足をお願いしたいのですが、この一番下と二つですね、この貫通道路のところのイメージ。例えば南北貫通道路のところ、駅まち広場というところからスロープになって、なんか小高い山のように出ている、B街区の直前で、かくんと切れています。

それから東西の貫通道路も同様にB街区のところ、芋洗坂から上がって行って、かくんと落ちているのですが、このスロープを見る側から見ると、非常に豊かな緑が広がるように、魅力的な空間ができそうなのですが、逆から見たときにどういうふうになっているか、ちょっとこのイメージでは把握できないので、御説明いただけるでしょうか。

○事業者 御質問いただきましてありがとうございます。

まず一番下の南北貫通道路の、このスロープになっている理由、イメージについてちょっとお伝えをできればと思います。

これは一番左側に六本木駅と書いてございますけれども、大体位置的には六本木交差点

辺りをイメージしてございます。六本木交差点からそのままスロープでこの屋上庭園に登っていけるような計画として、現在考えてございます。そのため、ちょっと模式的ではあるのですが、このような表現をさせていただいているというところです。

あと御指摘がございましたA街区とB街区のところで、かくんと落ちていると。実際にここ計画としても今、ここの屋上庭園が一度ここで途切れるような計画にはなっております。そこの途切れるところで東西貫通通路と、これは平面も併せて見ながら御覧いただければと思います。東西貫通通路というものを鳥居坂通りと芋洗坂通りを結ぶような形で計画をしてございます。

現在こちらの六本木五丁目西地区の街区ですけれども、この地区内にほとんど公道がないということで、鳥居坂通りと芋洗坂通りを結ぶ歩行者動線というのが一つもなかったというのが、この地区の課題でございました。それを解決するために、地区の中央にこの東西貫通通路というものを整備するということを今回の計画の大きな目的としてございます。

東西貫通通路ですけれども、ちょっと上から2段目のアクソメトリック図の中でもちょっと落ちているような表現をさせていただいております。

こちらですけれども、鳥居坂と芋洗坂が道路の高低差がございまして、10m以上の高低差がございまして。鳥居坂のほうが高い位置に通っているということでございまして。ですので、鳥居坂通りから見ていきますと、鳥居坂通りからフラットに地区内に入ってきて、10m以上下の芋洗坂通りに接続する。こちらについてはエスカレーターやエレベーターなどでバリアフリーにも配慮して、接続していくというような動線計画で考えてございます。

○宗方委員 そうしますと東西貫通通路の図のところにある、芋洗坂通りから建物Bの前のところ、B街区のところにずっと左のほうに向かって上がっていつているスロープは、これは南北貫通通路に示された駅まち広場のこのスロープ、これの断面という、そういう意味ですか。

○事業者 東西貫通通路に書かれている、このスロープ状のものということですね。

○宗方委員 角度30度ぐらいに右に落ちているものがありますよね。

○事業者 ございます。

○宗方委員 これは、この南北貫通通路に示されている駅まち広場から広がっている、このスロープの断面のイメージですね。

○事業者 そうですね。併せて申し上げますと、このB街区、A街区の屋上庭園がございまして。そこからB街区にかけて、この屋上庭園が一部だけなのですけれども、伸びていくような

形を取っております。芋洗坂通りに沿っただけなのですけれども、スロープが伸びていくので、ちょっとこのような表現をさせていただきました。ちょっと分かりにくくて恐縮なのですが、この屋上庭園、ほとんどのエリアではこの東西貫通通路で一度途切れるのですが、芋洗坂通りに沿っただけ一部緑がさらに伸びていく。芋洗坂通りの下の交差点に向けて伸びていくような計画を取ってございます。

この図だけの表現で、すみません。ちょっと分かりにくくて非常に恐縮です。

○宗方委員 ちょっとまだ完全に立体的なイメージを把握し切れていないのですが、この東西貫通道路は何か切通しみたいになるイメージですね。

○事業者 そうですね。5－15ページのパースも併せて恐縮ですが、御覧いただければと思います。

○宗方委員 ちょっと時間を取らせて、すみません。ありがとうございます。

○柳会長 それでは、横田委員、お願いいたします。

○横田委員 横田と申します。

都市の森を屋上中心につくられるということで、モデルとなるような緑化を大変期待したいと思っております。

お伺いしたのは2点ありまして、基準緑化の面積と、あと項目選定に関してなのですが、まず基準緑化の面積が5－22ページ等に表で出ていますけれども、こちらは屋上緑化の面積の算入において、屋上緑化の中で利用可能面積が算入されるというような考え方があるかと思うのですが、今回のその屋上緑化というのは、完全に利用が全域にわたって想定されるような屋上緑化と考えてよろしいのか、ということですね。

それとあと、D街区も含めて緑化面積を算定されている根拠、その辺りをちょっと教えていただきたいと思います。

○事業者 御質問いただきまして、ありがとうございます。

まず緑化部分ですけれども、この広大な屋上緑化も含めて基本的には都民の皆さんに開放させていただくエリアとして考えています。日常的に自由に入っていただけるエリアというようなことで計画をしています。

D街区、国際文化会館ですけれども、こちらは再開発事業の外、建て替えをしないことから再開発事業の区域から除いておりますけれども、こちら都市再生特別地区としては国際文化会館も含めて一体的な計画として考えてございます。そのため緑化計画についても全街区トータルで考えて整備をしていくということで、D街区も含めた面積にさせていた

だいているというところでございます。

再開発事業に合わせて、この国際文化会館、D街区の庭園ですけれども、非常に高い位置でございます。高台でございます。そちらの擁壁についても補強を、再開発事業側ですること、この緑を守っていくというような整備を行っていくということで考えてございます。

以上でございます。

○横田委員 後者についてちょっと、もう少し教えていただきたいのですが。緑化エリアに関してはおそらくあまり改変がないのではないかというふうに想像するのですが、改変がないエリア分を含んで緑化基準を設定するという考え方に、そもそも特別地区の指定の中で考え方があるのですか。

○事業者 そうですね。緑化基準の中でも、既存緑地を保全していくことも非常に重要な要素というふうに考えられているというふうに捉えています。今回、再開発事業の中でそのD街区の中での庭園、旧岩崎邸庭園をしっかり整備するというのも、この再開発事業の求められている内容だというふうに理解しておりますので、それをしっかり保全するための擁壁整備で、その結果としての緑化面積の算定ということで考えているところでございます。

○横田委員 計画の条例的なバックグラウンドに即したものであれば、そのような考え方でよろしいのかなと思うのですが、何となく不変の部分を含んでいる努力目標でよろしいのかなというところが少し気になりましたので、伺わせていただきました。

2点目が、生物・生態系としての項目選定として供用段階に入れるべきではないかなというふうに考えるのですが、それはやはりベースラインを取っておくということ、おそらくこれぐらいの規模の緑化ではしたほうがよろしいのではないかとということと、旧岩崎邸のように、文化的な緑を保全して、その機能を高めていくような観点からも、モニタリングをされていくと思いますので、そういった過程というのは、影響評価としてはすごくポジティブな環境影響評価になるのではないかなというふうに思うのですが、昨今、都市の生物多様性に対する取組として、都心の緑化に関してポジティブなインパクトを評価するアセスも出てきていますので、そういったことをお考えになってはいかがかと思うのですが、その辺りいかがでしょう。

○事業者 御質問ありがとうございます。パシフィックコンサルタンツのほうから回答させていただきます。

まず、環境影響評価の項目につきまして、今回動植物関係が入っていないというところに関しましては、先ほどの供用後の騒音・振動と同じようなお話にはなってしまうのですが、基本的には今回特定の地域というところに該当しておることから、今回項目を選定させていただいております。

加えてなのですが、一方で今言われている観点のところにつきましては、非常に重要な配慮が必要な部分かと思っておりますので、そちらに関しましては緑の部分等を、今回新たに設けるというところで事業者のほうで考えられていますので、ちょっとその辺りを補足いただければと思います。

○横田委員 生物・生態系としての項目立てはしないのですかという御質問なのですが。

○事業者 そうですね。項目といたしましては、あくまでも条例に基づいた項目を今回選定させていただいているというところになってございます。

加えて項目としての選定はしませんが、配慮が必要な部分と考えておるところで、今回いろいろと計画を組まれていますので、その辺りを事業者のほうで補足説明させていただきます。

○横田委員 現時点での御回答としては分かりましたけれども、多分第一部会の中でも多分聞かせていただくと思うのですけれども、ベースラインをきちんと取っておかないと、やはり後々、現在、環境省等で進めている都市のOECMなどの話が出てきたときに、多分対応されると思うので、やはり今からきちんと考えて、アセスとしてでも取り決めるところをやっていくということは、ぜひ考えていく方向で、また御検討いただきたいなというふうに思います。また第一部会もございますので。ありがとうございます。

○柳会長 ありがとうございます。ほかにいかがでしょうか。

それでは、水本委員、どうぞ。

○水本委員 よろしくお願ひします。

2点お伺いしたいのですけれども。1点目はちょっと計画が結構、地形が複雑なところに地下とか、地上とかというところで、まだ私がイメージをあまりよく分かっていない部分がありますので、そのところで、この地下8階とか、今おっしゃっていた、かなり掘削が入るということで、相当地上も地下も幅が広いなと思うのですけれども、特に地下に関して、このクラスの何か規模の開発が、ほかにもし何かこの同程度の地下8階とか、ほかにこういう規模感を持ったものが事例があれば教えていただきたいのですけれども、まだイメージが分かっていない部分がございます。まず、それが1点目です。初めてぐらい

に大きいとか、そういうことでもいいのですけれども。

○事業者 御質問ありがとうございます。

事例という意味で、地下8階の事例があるかというのはちょっと勉強不足で、私もすぐに事例が出てこないわけなのですけれども、今この地下8階の計画とさせていただいているのがA1街区になってございます。実際には外苑東通りを1階レベルと見立てて地下8階という計画にしているわけですが、この地下の掘削の量も今まさに設計を進めている中で、もうちょっと削減ができないか。要するに地下を浅くできないかというようなことも並行して検討しているところでございます。

すみません。もともとの御質問の、ほかの事例という意味では、お答えになっていないのですけれども、現在の状況は今、そのような形でございます。

○水本委員 ありがとうございます。地下のほうのイメージがなかなか難しかったので質問させていただきました。

2点目は、文化財関係で、こちらの5-2のほうの図面で港区のプランというのを事例として出されているのですけれども、先ほど来、少しみどりのことを非常に気にかけて開発されていくのかなということで、こちらのほうにいろいろ緑のネットワークを組まれているような図面が港区の引用なのですが、この中で港区の図面なのでということだと思うのですが、ここに浜離宮と、この近くでは結構大きな緑の空間がないので、その辺りは俯瞰した場合には、引いた状態で見るときには、そういうことも意識はされているのかというのは知りたいところなのですけれども。それが2点目です。

芝離宮より浜離宮のほうが広大な庭園ですので、その辺りはどんな感じに思われているのかなと。

○事業者 ありがとうございます。

当然、水本委員の御指摘のとおり、浜離宮、芝離宮というのも、この地域の中で非常に豊かなみどりの場所ということで、非常に港区の中でも貴重な場所だというふうに捉えています。

特定の浜離宮、芝離宮というところだけでなく、今、六本木五丁目西地区が位置しておりますのが、大体有栖川記念公園あるいは青山霊園あるいは芝公園、こういったところの中央にほぼ位置してくるのかなというふうに思っております。ここに生物多様性にも配慮した、まとまったみどりとして整備することによって、この生態系のネットワークというものに貢献できるのではないかというようなことで、ここの六本木エリアという、いわ

ゆる市街地の場所ではあるのですが、そこにみどりをしっかりと質にも配慮したみどりを整備することによって、このエコロジカルネットワークというものに貢献できればなというふうに考えているところでございます。

○水本委員　ありがとうございます。

伺いたかったのは、港区内ではありますけれども、たとえ中央区等であっても、そのネットワークとして、このエリアをとというようなことで意識をされているという理解でよろしいということですね。ありがとうございます。

○柳会長　それでは続いて、玄委員をお願いします。

○玄委員　今日は担当分野ではないところで質問できればと思っています。

5－20のところで、熱源計画について、今回少し話をしました。こちらのほうを読んでもみると、建築物熱源は各階の機械室に集中、熱源施設を設置して供給する計画である。熱源のエネルギーはガス及び電気を利用する計画であるというふうに書いてありまして、5－25のところのヒートアイランド対策の計画の中では、先ほど言ったガス及び電気を利用する計画以外にも地域冷暖房を導入するということが書かれてありましたので、これは、もっと具体的に書く必要があるかなというふうに思っていました。

もし、本格的に地域冷暖房を導入する計画であるならば、地域のどこの熱源を供給するようにするか。そちらを具体的に書いたほうがいいのではないかなというふうに思っていました。こちらは今どういうふうに考えていらっしゃるか教えていただけないですか。

真ん中のところ、熱源計画で書いてあるところと、あとはヒートアイランド計画の中で書いてある地域冷暖房のほうなのではございますけれども。対策の中ですね。もし、本格的にこういう対策を考えるのであれば、導入するようであれば、こちらも熱源計画の中に入れるべきじゃないかなというふうに思っているのですね。今の段階でどういうふうに考えていらっしゃるかということを知りたいということです。

○事業者　ありがとうございます。

今の段階で地域冷暖房をどのエリアに供給していくかというような御質問というふうに理解いたしました。

今、A－1街区の中に地域冷暖房の施設を整備してまいります。そこからA－1街区の熱源、あとB街区の熱源、あとこの地区の外にもなってくるのですが、地下鉄との連絡通路、六本木駅との連絡通路がございます。そちらへの空調の熱源として地域冷暖房から、その熱源を供給しようというような計画で現在考えているところでございます。

○玄委員 分かりました。もし、今のようなお話でおっしゃっているように、計画中であれば、熱源計画のところにもこういったことも詳細に書く必要があるのではないかなというふうに思っていました。ここ、20ページの計画の部分。

○事業者 御指摘を踏まえて検討してまいります。ありがとうございます。

○玄委員 あとは、これはもしかしたら、質問があったかもしれませんが、5-24のところで、専門ではないので恐縮ですが、今こちらのほうを見ると、屋上緑化と地上部緑化で色を分けて表しているのですね。この全体を見てみると、地上部緑化の面積は屋上緑化の面積と比べて、非常に少ないなというイメージなのですね。今こちらから見ると、屋上緑化であれば、これはどれぐらいの高いところの屋上緑化であるか。あとは本当に今66階の建物の屋上に緑地を、緑化するということで、それでどれぐらいの人がそれを利用することができるか、そういうことも疑問になるわけなのですね。

あとは都市計画の中では、もちろん緑被率は何%を満たすように設計してくださいということはあるのですが、その場合に地上部の緑化の考えと、屋上緑化の考えで、何か重みづけがあって考えないといけないのではないかなということもあるのですが、そちらのほうについて何かお分かりでしたら教えていただきたいのですが。

○事業者 ありがとうございます。

確かに5-24ページで、地上部緑化、あと屋上緑化、屋上緑化のほうが圧倒的に多い表記になってございます。このレベルなのですが、例えばB街区、屋上緑化として、ほとんどのエリアが緑化の図示がされてございますけれども、実際にはこのB街区の屋上緑化、建物が下にあるので屋上緑化という表現をしておりますが、鳥居坂通りとほぼフラットの高さになってまいります。なので、利用者の方々にとっては、その鳥居坂通りと同じレベル、あたかも地上かのような場所に緑が整備されるというのが、このB街区のところでございます。

あとA-1街区については、先ほどの御回答の繰り返しになってしまうのですが、六本木交差点から、そのままスロープで上がってこられるようなみどりになってまいります。高さ的には、ちょっと高いところまで登っていくような緑化にはなってくるわけですが、六本木交差点に面した形で、このみどりが顔を出してくるというような計画になってまいります。

なので、一概に屋上緑化といっても人の目に触れる、あるいは人が触れられるようなみ

どりとして極力整備していきたいなというふうに考えているところです。

○玄委員 分かりました。そうすると、もしそういうふうな緑化であれば、屋上緑化だとはり建物の上の緑化かなというふうに思ってしまうところがあるので、表現などを変えたりして、あとは表記するときにも、ちょっと違う色にするようにして、何かしら誤解にはならないようにした記述のほうがいいのではないかなというふうに思っていました。

○事業者 ありがとうございます。

○玄委員 事情としては分かりました。私からは以上です。

○柳会長 ありがとうございます。それでは日下委員、お願いいたします。

○日下委員 日下です。今、玄委員が指摘したことで半分ぐらい同じで、最後に言っていた屋上緑化の定義づけがちょっと、定義としては屋上なのでしょうけど、アセスの意義からすると、市民の人たちがどう考えるかという、地上っぽく感じると思うので、そこは玄委員と同じで、色を変えるとか、何か工夫をしたほうがいいなと思いました。

もう一つなんですけど、今回その緑化とかを、かなりアピールしていて、5-25ページでもヒートアイランド対策とかも書いていますね。なかなか定量的にこれぐらい緑化したからヒートアイランドがこれぐらい下がるとかは、計算しづらいとは思いますが、何かしらの形で少しそういうところも検討してみてもいいかなと思います。

どなたかがポジティブなアセスみたいなお話をしていたのですが、まさにそうで、これを造ることによって、例えば、気温が下がるとか、人々の、歩行者の暑さを感じる暑さ指数とか下がるとか、あるいは風洞実験で風をやっているんで、風通しがよくなるとか、あるいは、5-20で書いてあったCO₂削減というのは、すなわち排熱削減にもつながるので、そういう点でも排熱が削減されるとか、少し5-25のところの書き方を、もう少し工夫されたほうがいいかなと思いました。

一応ヒートアイランドの話を書いているようではありますが、もう少しダイレクトに書いてもいいかなと思います。

以上です。

○事業者 御指摘ありがとうございます。

実際に緑化することによって、当社の他の事例としてもヒートマップで見ると、大分周辺よりも温度が下がっているとかいうことが実態として緑化することによって、効果として表れているというふうに理解してございます。

この5-25の表現も委員の御指摘を踏まえて、どのような書き方をするか、検討して

まいりたいというふうに思います。ありがとうございます。

○柳会長 それでは続いて、安立委員、お願いいたします。

○安立委員 安立と申します。

先ほどD街区の保全活動を行うので、緑化面積に入れているという御説明とか、あと周囲の緑との調和を図る、そういう位置づけだという御説明がありましたが、そういう意味でしたら、先ほど横田先生も御指摘されたとおり、その工事後の生態系とか、自然との触れ合い活動の場とかの、環境影響評価の項目に丸がないというのは、やはりちょっとおかしいような気がします。

というのと、あと樹種を選定する際には、やはり周りとの調和を考えるのでしたら、例えばD街区の樹種を調べるとか、周囲の樹種とかとの関係とかもありますので、そちらをぜひ項目に入れていただいて、本当に生物多様性にどのくらいプラスの影響があるのかというのをきちんと評価していただきたいと思います。どうぞよろしくお願いします。

○事業者 御質問ありがとうございました。

項目の選定に関しましては、条例上の規定に基づき、あくまでも選定させていただいておりますので、ちょっとその辺りは事業者側として、なかなかお答えできる部分ではないかなとは思っております。

あくまでも、一方で先ほど事業者からも御説明ありましたとおり、アセスの項目云々とはかかわらず配慮をしっかりとしていきますというところは当然考えていくべき内容だと思っていますので、その辺りは御理解をいただければなと思います。

○安立委員 承知しました。ありがとうございました。

○柳会長 それでは続いて、横田委員、お願いいたします。

○横田委員 すみません。安立委員の御質問と重なる部分も多いと思うのですが、今のお答えだとなかなか理解ができないなというふうに思います。条例に基づいて生物・生態系を評価する必要性がないということだけで、生物・生態系に対する影響がないというふうに判断されているというふうに聞こえるのですけれども、生物多様性に対する影響というのは、生態系を改変する以上生じるわけで、その改変がポジティブであろうとネガティブであろうと、影響は影響として存在していると思うんですよね。

ですので、きちんと把握すべきものは把握するというのが、やっぱり客観的な考え方ではないかなと思います。ぜひ御回答の仕方として、条例にのっとってというのは、条例にのっとるのは当たり前ですので、見直していただきたいなと思います。

国際文化会館のところのみどりですけれども、保全に対する取組をされるということなのですけれども、ここの境界部分のみどりの連結性というのをどのように考えていらっしゃるのか。擁壁の話がありましたけれども、人工地盤と、自然地盤との連結性というのはどのように確保されるのでしょうか。完全に島として国際文化会館は残るというようなイメージなののでしょうか。

○事業者 御質問ありがとうございます。

実際に、島として国際文化会館の緑化が残るというのは事実としてあるかと思います。先ほどの安立委員の御質問にも通ずるところがあるかもしれませんが、国際文化会館の中の樹種、そういったものもしっかり調査をしながらこの周辺に、新たに再開発事業の中で整備していく緑化というのも当然、在来種というものを意識しながら、国際文化会館のこの緑が、さらに広がっていくような計画ということを目指して考えていきたいなというふうに思っています。

○横田委員 事業の理解として伺いたいのは、その国際文化会館の地盤と、B街区、E街区の地盤というのは、分断されるのか否かということなののですけれども。いかがかなんですか。

○事業者 質問を取り違えておりまして、失礼いたしました。

実際に高さは異なっています。国際文化会館の今の地盤レベルが非常に高いところにあります。

ですので、B街区、E街区よりも高い位置に、この庭園が残るというような計画にはなっていないです。

○横田委員 そうすると島状に残るわけなののですけれども、どのような活動をそこでされるのですか。

○事業者 D街区の中での活動ということになりますか。

○横田委員 先ほど、それを検討されているがゆえに緑化基準に含めますというような御説明があったんですけれど。

○事業者 すみません。ちょっと私の表現に誤りがあったかもしれません。このD街区のみどりを守るために、このD街区の庭園を支えている擁壁を再開発事業側でしっかり整備していくと。

ですので、将来にわたってこのD街区の庭園が残るような形で、残っていけるように擁壁を補強していくというようなことを、先ほど申し上げたつもりでございました。

○横田委員 それはやっぱり手をつけないところをカウントに入れるというのは、事業区域に入れないところをカウントに入れるというのは、何か違和感があるので、やはりそれは事務局のほうで少し調整して、再確認をしていただきたいなというふうに思いました。

あと先ほど生態系ネットワークの、エコロジカルネットワークのお話をされていましたが、けれども、実質的に緑の質を高めるというふうにおっしゃっていましたが、具体的にどのような緑の質を想定して、どのような生物層に対する、どういうネットワークを検討されて、イメージされているのでしょうか。

○事業者 具体的な動植物の種類までを今、意識しているわけではないのですが、この地に本来あるべき在来種をまず選定していくということを前提に、低木、中木、高木をバランスよく整備することによって、例えば虫であったり鳥であったり、そういったものが、この地でちゃんと生息できるような、そういう空間を整備していきたいというふうに考えているところでございます。

○横田委員 緑の質と言いますと、生態系を含むものですので、生態系を考慮しないエコロジカルネットワークというのは、ただの緑のネットワークでしかありませんので、表現として、エコロジカルネットワークという言葉が使われるのであれば、やはりエコロジーとしてのきちんとしたバックグラウンドを取っていただきたいというのがお願いです。

また第一部会で御検討の結果など、お聞かせいただければと思います。

以上です。

○柳会長 横田委員の今の質問に対しての回答はいかがでしょうか。

○事業者 御指摘いただいたことを踏まえながら、今後さらに計画のほうを深度化してまいりたいというふうに思っております。

○柳会長 それでは保高委員、どうぞ。

○保高委員 保高と申します。よろしくお願いします。

土壤汚染の話ではないのですが、今回の計画で、先ほど御指摘もあったのですが、45m掘られるということで、結構地下深くまで掘られるということでございます。

質問としては、どれぐらいの量の土を掘削するのかということと、それを域外にどれぐらいの量を搬出するのかということをお聞きしたいと思っております。

趣旨としては、最近、建設工事におけるCO₂の排出とかに関しては、やはりトラックで土を運搬するというのが圧倒的な量を占めて、それが処分する場所が遠くなってしまう、もしくは再生利用する場所が遠くなると、そこだけでかなりエネルギーを使ってしまうと

いうことになってしまいますので、その辺り量とか、もしくは中で、庭園の表土として利用する。関東ロームだからちょっと難しいかもしれないのですが、そういったところに関して、もし今分かれば教えてください。もしくは、分からなければ、また後日、そういった情報も踏まえて検討いただけるように、できるだけ中で利用するという、処分をするのであれば、近くで再利用するみたいなことも検討いただければと思います。

以上です。

○事業者 保高委員、御質問ありがとうございました。私のほうから回答させていただきます。

と言いつつ、回答できる範囲といたしましては、具体の施工計画はこれから詰めていく内容になっておりますので、今お答えできる範囲といたしましては、可能な限り今御指摘いただいたとおり、場内転用を図ったりとか、再利用する方向で、クローズな環境として外には持ち出さないというところを原則とはさせていただきつつ、先ほどのお話にありましたとおり、掘る範囲、分量についてもなるべく抑えていくというところで、今後、詳細な検討を進めていくというところで考えております。

また引き続き、検討を行ってまいります。

○保高委員 ありがとうございます。1点だけ追加で。

近くに再利用できる場所を早めに見つけておくと、すぐ近くで使えるということがありますので、近くでそういった土のニーズがあるところを早めに調べておくと、すごくスムーズに進むケースがあるので、御検討ください。

以上です。

○事業者 貴重な御意見ありがとうございました。そういったところも前倒しで検討を進めてまいります。ありがとうございました。

○柳会長 水本委員どうぞ。

○水本委員 すみません。もう1点だけ追加で質問させてください。

先ほど来出ていますみどりの関係と街区の関係なのですが、先ほどは俯瞰したイメージをお聞かせいただいたのですが、この街区は一体的な開発なのですが、街区というか全体的にAから、A-1とか、A-2とか、先ほども御質問が出ていましたように、お寺ですとか、教会ですとか、性格のかなり異なる施設が入っていくということで、その中のみどりも含めて、街区ごとの個性ということみたいなこともお考えなのですか。一体的にここのみどりをという部分と、中でそれぞれ個性も出されていくような、その方

向性ということだけでいいのですけれども。お聞かせいただけないかなと思います。

○事業者 水本委員、ありがとうございます。

今考えておりますのは、どちらかというと、このA－2街区、A－3街区も含めて、例えば隣接するA－1街区、B街区などと、調和するというのですか、一体的な緑化計画として考えてまいりたいなと思っているのが今のところでございます。

街区ごとにむしろばらばらにならないように、地区全体でせつかく再開発事業をするわけですので、地区全体でまとまり、その樹種も含めてまとまりのある計画にしていきたいなというふうに今考えているところでございます。

○水本委員 ありがとうございます。

どうしても、例えば庭園とかだと、どこから見るかみたいな話にもなりますので、それぞれの単位でどうやって活用されていくかも含めて、全体的にはどういうお考えなのかなということが知りたかったわけです。ありがとうございます。

○柳会長 ありがとうございます。

先ほど来、いろんな委員から指摘されておりますけれども、確かにこの案件自体は特定地域で行うということで、条例の規定に基づいて規則に落として、その規則の項目について審議されると、取り上げておられるということですが、あくまでもこれは最低要件、これは最低限やっていただくということで、地域の特性に鑑みて、良好な環境を確保しなければいけないというような状況があって、かつ、その都市機能の高度化を目指すということで、この特定地域の制度を条例上に組み込んでいるということですので、あくまでも勘違いされると困るのですが、どうしてもその地域で、これはちょっと配慮したほうがいいということであれば、自主的に事業者の方がそれを評価されるというのは全然問題のないことですので、それ以外をやってはいけないという制度ではないという御理解を深めていただければと、私個人の意見ですけれども、そう思っております。

回答は結構です。私のコメントであります。

ほかにいかがでしょうか。

水本委員、どうぞ。

○水本委員 すみません。こちらのアセスと少しそれてしまうかもしれないのですが、都市機能の強化というか、そういうところが目標だと思うのですが、この辺りというのは結構大使館が多いエリアだと思うのですが、その辺りでセキュリティー的な面というのは、結構これからかなり人の往来が増えそうというところでの強化というのは意識さ

れているのでしょうか。この地域の特徴として、そういうこともあろうかなと思うのですけれども。

○事業者 ありがとうございます。

セキュリティー、管理面の話に関しましてはこれから検討していくところになってまいりますので、今時点で明確にお約束できないのが今の状況でございます。

一方で、多くの方々が来られる、大使館が当然あるというのは、このエリアの特徴でもありますけれども、多くの方々に利用していただく以上はやっぱり安全に使っていただく、あるいは事故なく使っていただくというのが前提にはなってくるかと思っておりますので、そういったものに配慮しながら今後の計画については考えていきたいなというふうに思っているところです。

○水本委員 ありがとうございます。

○事業者 もともとが安全安心という問題意識から協議会が始まって、この再開発準備組合になっていますので、六本木の商店街、中心地ということで、風俗とかいろんなものがある中で、そういったもの。ただ、隣接したエリアには学校とか、文教エリアみたいなところがあるというところがあって、セキュリティーというか巡回警備とか、そういうのも含めて、そういった閑静なところは守っていきたいという意識で今、計画しております。

そういった、にぎやかなところと閑静なところのゾーン分けみたいなことも考えながら計画をしております。あとは、具体的に警備とか、管理の仕方というのは今後考えていきたいと思っております。

○柳会長 それでは、ほかに御意見がないようですので、これで終わりたいと思います。事業者の皆様、どうもありがとうございました。

それでは、事業者のほうは退室をお願いいたします。

(事業者退室)

○柳会長 それでは、続きまして受理関係について事務局から報告をお願いいたします。

○椿野アセスメント担当課長 それでは、事務局から受理関係について御報告いたします。

お手元の資料3を御覧ください。9月の受理報告は環境影響評価調査計画書2件、東日本旅客鉄道南武線（谷保駅～立川駅間）連続立体交差事業、それと（仮称）後楽二丁目南地区第一種市街地再開発事業になります。

変更届につきましては、2件出ております。案件につきましては画面のほうを御覧ください。着工届につきましては、事後調査計画書が1件出ております。それらを受理しており

まず区分、対象事業及び受理年月につきましては、資料のほうを御確認ください。

以上になります。

○柳会長 それでは、本日は環境影響評価調査計画書が2件ございますので、初めに東日本旅客鉄道南武線（谷保駅～立川駅間）連続立体交差事業環境影響評価調査計画書の概要につきまして、事業者の方から説明を受けることといたします。

まず最初に、事業者の方に御出席いただきます。それでは事業者の方は入室をお願いいたします。

（事業者入室）

○柳会長 それでは、諮問案件の概要につきまして、事業者の方から説明を受けることといたします。御準備ができましたら御説明をお願いいたします。

なお、説明される際には事業者の方は冒頭で自己紹介をしていただき、併せて他の出席者についても御紹介をお願いいたします。その上で御説明をお願いいたします。

○事業者 本日は、お時間をいただきましてありがとうございます。

東日本旅客鉄道南武線（谷保駅～立川駅間）連続立体交差事業の環境影響評価調査計画書について御説明をいたします。

私は、東京都建設局道路建設部鉄道立体担当課長と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

本日は同じく、東京都建設局道路建設計画課の職員4名、東京都都市整備局交通企画課の職員5名、東日本旅客鉄道株式会社から2名、受託委託会社でありますパシフィックコンサルタンツ株式会社から2名出席させていただいておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

引き続き、内容について御説明いたします。資料はお手元のすみれ色の冊子を御覧ください。

初めに1ページを御覧ください。事業者の名称などになります。事業者は、東京都及び東日本旅客鉄道株式会社。環境影響評価書の実施者は、都市計画を定めるものとして、東京都になります。対象事業の名称は、東日本旅客鉄道南武線（谷保駅～立川駅間）連続立体交差事業。対象事業の種類は、鉄道の改良でございます。

続いて、2ページ並びに3ページを御覧ください。対象事業の内容になります。本事業は、JR南武線の谷保駅から立川駅間の約3.7kmを高架化し、一部擁壁、地平がございます。道路と鉄道が連続的に立体交差するものです。この事業を推進することにより、

19か所の踏切を解消し、踏切での交通渋滞の解消、道路と鉄道のそれぞれの安全性の向上、消防、救急等の緊急活動の円滑化を図るとともに、鉄道により分断された地域の一体化を実現することを目的としております。

事業区間の位置になります。JR南武線は、神奈川県川崎市の川崎駅から東京都立川市の立川駅までを結ぶ路線であります。国立市及び立川市を通過しております。本区間は国立市富士見台一丁目から立川市錦町一丁目までの谷保駅、矢川駅、西国立駅を含む約3.7km区間でございます。

4ページを御覧ください。事業計画の概要になります。構造形式は、高架橋を主体とし、一部擁壁、地平で構築する計画でございます。事業延長は、約3.7kmのうち高架橋区間が約2.6km。擁壁または地平区間が約1.1kmとなります。

事業区間内の矢川駅、西国立駅の2駅は立体化し、踏切を17か所除却、2か所の廃止の計19か所を解消する計画でございます。

次に5ページ、事業区間の平面図及び縦断図を御覧ください。今回の計画は、谷保駅西側から降下し、既に道路アンダーで立体化している立川通り、都市計画道路で言いますと立川3・4・24号線付近で地表面に取り付けることとなります。

次に6ページ、事業区間の構造について御説明いたします。駅部の構造は表4.2-2に記載しております、例えば矢川駅では構造物の幅員が約17m、構造物の高さが約15m、ホーム長が約130m、ホーム幅は約6mから8mとなります。

一般部の主要構造は7ページを御覧ください。高架橋の構造幅員は約10m、構造物の高さは約9mから12mとなります。また現在、西国立駅付近にレール等の軌道整備や電気設備の検査等を行います保守用車両を誘致するための基地を設けてございます。本事業において併せて立体化するために、周辺地域の状況を勘案し、立川市立第三中学校の西側へ移設する計画としております。本線と合わせた保守基地の構造幅員は約19m。構造物高さは約14mとなります。

続いて、9ページを御覧ください。施工計画になります。工事の年数は全体で約13年としております。施工工程は表4.2-5に示すとおりで、工種としましては、準備工事、仮線工事、高架橋等工事、軌道工事、電気工事に大別されます。各箇所の施工方法等は9ページの中段以降を御参照ください。

次に、施工順序です。まず現在線が東西方向に走行している区間は北側に、南北方向に走行している区間は東側に仮線を敷設し、上り線、下り線の順に仮線に切替えを行います。

切替え後、現在線の上り線及び下り線の現況の軌道などを撤去し、空いた土地に高架橋及び駅部を構築し、下り線上り線の順に高架橋へ切替えを行います。踏切、仮設線、軌道等の撤去等を行い、工事完了となります。

次に、本事業の基礎工事の規模について御説明いたします。本工事における基礎くいの深さは、約 9 m から 14 m であり、掘削工で掘削する深さは約 1 m。ピット、溝でございますが、これについても 3 m でございます。線路方向のくいの間隔は、おおむね 11 m から 33 m。線路直角方向の杭の間隔は、おおむね 3 m から 6 m で計画をしております。

続いて、施工に用いる主な建設機械及び工事用車両ですが、掘削及び埋戻し工では、バックホウ、ダンプトラック等、基礎工では、クレーンや杭打ち機等、コンクリート工ではコンクリートポンプ車等を計画しております。

工事車両には、建設発生土を運搬するダンプトラック、建設機械及び仮設用資材を運搬するトレーラー、またはトラック、コンクリートを運搬するコンクリートミキサー車等を計画しております。

工事用車両の走行ルートは、一般車両、緊急車両及び近隣住民の日常生活に著しい影響を及ぼすことのないよう十分に検討の上、道路管理者等との関係機関と調整を図り決定いたします。

想定している主な走行ルートは、資料 10 ページ、図 4.2-6 に示すとおりで、都道 146 号（国立停車場谷保線）、都道 145 号（立川国分寺線）のほかに、国立市道富士見台第 1 号、国立市道南第 15 号線、立川市道 1 級 1 号線を利用することを想定しております。

工事用車両の台数の合計は最大で 324 台／日（往復）でございます。事業区間を均等に 4 ブロックに分けた際の各ブロックの最大台数は 81 台／日（往復）当たりを想定しております。

次に、11 ページをお開きください。工事中の配慮事項について御説明いたします。工事は現在の列車運行を確保しながら実施するため、路線に近接した作業を行う場合には、夜間工事が必要となりますが、できるだけ夜間工事が少なくなるよう施工計画を検討し、近隣の住民に対しての工事実施期間・内容等について事前に周知いたします。

また工法、工期等も含め、温室効果ガスの排出量が少なくなるよう努めてまいります。

続いて 107 ページを御覧ください。この事業における環境影響評価の項目になります。

想定した項目は 108 ページの表 7.1-1、環境影響要因と環境影響評価の項目との関連表に示すとおり騒音・振動、日影、電波障害、景観、史跡・文化財、自然との触れ合い活

動の場及び廃棄物の計 7 項目を選定いたしました。

次に選定した項目とその理由となりますが、109 ページを御覧ください。まず騒音・振動です。工事施行中の建設機械の稼働に伴う建設機械騒音・振動、仮線区間の列車の走行に伴う鉄道騒音・振動、工事完了後の列車の走行に伴う鉄道騒音・振動を選定しております。工事用車両の走行に伴う道路交通騒音・振動につきましては、現況交通量に対する工事用車両の割合が小さいため、環境影響評価の項目として選定はしていません。

日影については、工事完了後において、高架橋及び駅部の存在が日影に影響を及ぼすことが考えられるため、環境影響評価の項目として選定いたしました。

景観については、工事完了後において、高架橋及び駅部の存在が景観に影響を及ぼすことが考えられるため、環境影響評価の項目として選定いたしました。

その他の項目についても選定理由を記載しております。

続いて111 ページを御覧ください。選定しなかった項目及びその理由についてです。大気汚染につきましては、建設機械の稼働により大気汚染物質が排出されますが、限られた事業用地内の稼働であり、同時稼働数が少ないことや周辺交通量に対する工事用車両の割合が少ないことから、周辺に及ぼす影響は少ないと考えてございます。工事完了後においても、大気汚染が問題となる環境要因はございません。

水質汚濁につきましては、事業区間及びその周辺には矢川、湧水や湿地が確認されている矢川緑地保全地域が存在しますが、工事施行中に基礎杭工事を実施する際に、孔壁の保持に鋼管を用いることを計画しております。安定液は使用しないため、懸濁物質による影響はございません。発生する排水は、工事区域内で処理した後、周辺の公共下水道に放流することから、水質汚濁に影響を及ぼす影響はございません。工事完了後におきまして、駅等の施設から発生する雑排水等は、事業区間周辺の公共下水道に排出することから、水質汚濁への影響はないと考えてございます。

続いて、112 ページを御覧ください。地盤につきましては、本事業では高架橋の杭打ち工及び掘削を実施しますが、杭基礎の深さは約 9 m から 14 m であり、線路方向の杭間隔は約 11 m から 33 m、線路直角方向の杭間隔は約 3 m から 6 m で計画しており、間隔を空けて杭を設置いたします。大規模な土留工を用いるような開削、地下掘削や地下水のくみ上げ、連続した地下構造物の設置等を行わないため、地盤変形及び地下水への影響はないと考えてございます。

地形・地質につきましては、事業区間及びその周辺に、立川崖線が存在しますが、本事業

業では、地下水を遮断するような大規模な土留工を用いる開削、地下掘削や地下水のくみ上げ、連続した地下構造物の設置等を行わず、杭基礎等の施工においては、孔壁の保持に鋼管を用いることにより地盤変形、地下水及び土地の安定性に影響は及ぼさないと考えております。

水循環につきましては、本事業でも高架橋の杭打ち工及び掘削を実施いたしますが、杭基礎の深さは約9mから14mであり、線路方向の杭間隔は約11mから33m、直角方向の杭間隔から3mから6mで計画しておりまして、こちらも間隔を空けて杭を設置しております。また大規模な掘削を用いるような開削、地下掘削や地下水のくみ上げ、連続した地下構造物の設置等を行わないため、地下水に影響を及ぼす要因はないと考えております。

このため、矢川周辺の矢川緑地保全地域等に湧水等の確認地点がございますが、本事業による影響は及ぼさないと考えております。

その他の項目につきましても、選定しなかった項目及びその理由について記載しております。

説明は以上となります。

○柳会長 ありがとうございます。

それでは、この環境影響評価調査計画書については、部会審議は第二部会で行っていただきますけれども、ただいまの御説明について何か御質問があればお受けいたします。

それでは最初に、第二部会長の宮越委員からお願いいたします。

○宮越第二部会長 ありがとうございます。

最後に御説明いただいた評価項目に選定されなかったこと、水循環と地形・地質についての御質問させてください。

この調査計画書を拝見して、最初にこの地域の特性として立川崖線が2か所で交差しているというところと、あとその周りに崖線タイプの湧水が存在しているということが地域の特色として挙げられています。関係自治体でも、それぞれ保全の取組がなされているということで、この地域のその大きな環境に関する特色なのではないかと思います。

事業者さんもそう考えになっていて、この調査計画書の中で書いていただいていると理解していますが、その中で湧水の保全に関する内容が評価項目に含まれていない。具体的にはこの場合、水循環と崖線タイプの湧水ですから、地形・地質が相当すると思いますけれども、これらが評価項目に含まれていないということに委員として大いに疑念を持っています。

表6.2.8-1、調査計画書の82ページになりますが、そこに湧水の位置を示されているのですけれども、これが湧水について個別に何か情報とかというのを調べてはいただけますか。

質問の意図としては、個別に湧水のいろいろな情報を得て、個別に評価した上で評価項目に入れないというふうに判断されているのか、それとも十分な調査がなされていないのかというのを御質問したいという意図です。

○事業者 ありがとうございます。

まず委員のほうから御質問がありました湧水の詳細につきましては、文献によって調査をさせていただいております。その結果は、調査計画書の81ページのほうに記載をしているとおりでございます。

それと選定項目としなかった理由につきましては、先ほどの説明の繰り返しになってしまいますが、杭間隔を広くとっておりますので、湧水については影響がないというような形で事業者のほうは考えてございます。

○宮越第二部会長 分かりました。ありがとうございます。

今、御回答いただいたことにも関連するのですが、今の杭間隔が広いから、地下水を遮断しない、つまり連続する地下構造物をつくらないから地下水を遮断しない。それは確かに広域的な地下水を見たらそうだと。おっしゃるとおりだと思います。そういうロジックは理解できます。

ただ今回、対象とするのは面的に大きく広がっている地下水の塊全部ではなくて、点ですよね。湧水ですよね。それら地下水が流出している点を見ている訳なのですけれども、湧水によっては、例えば通年してある程度流量があるところ、もしくは季節変動とかの影響を受けやすく、つまり周囲の環境変化の影響を受けやすく、流量が大きく変化するような湧水、いろんな湧水によって個別に事情が違います。それというのは、その湧水のその湧出機構自体が地域の局所的な地質であったり、もしくは位置地形であったり、周囲の環境、地下水の浸透能であったり、地表面被覆形態だったり、そういったことの影響を受けやすいということを示しているわけなのですね。

広い場合であれば、確かに連続しなければ地下水点で見れば圧力は伝播しますから、影響がないというそのロジックは理解できるのですけれども、今回、局所的な点の湧水を見ているので、湧水によっては流出域が非常に狭かったりすると、そこに例えば連続しなかったとしても、何かつくったら影響が出やすいというのは容易に想定できると思います。

今回、特に今、御質問した中で3番の矢川緑地保全地域、矢川緑地ですよね。これは例えばママ下湧水群であれば、今、御質問させていただいたのですけれども、この湧水の情報をここに書いてあるということだったのですが、例えば流動とかを見た場合に、このママ下湧水群の流量と矢川の緑地保全地域の流量の変化の特性は違うと思うのですよね。例えば矢川の場合、季節変動があったり、ママ下湧水群であれば、ある程度流量は通年して同じなのだよと。つまり一緒にの観点で評価しては、一緒にの理由で大丈夫なのだよということとは言えないと思うのです。

ですから、個別にきちんと見ていく必要があって、より丁寧な評価をしていただくほうが委員としては妥当だと考えます。

具体的には、この地下水の湧水の流出と流量の観点、湧水となる浅い部分の地下水の観点で、水循環で一つ評価していただくのと、あと湧水、この湧水は崖線タイプの湧水ですから、その位置地形であったり、地形の凹凸、高低差であったり、あとはその部分の透水性の違い、つまり地形・地質の観点、この二つで湧水の湧出機構をつくる地形・地質の観点、この二つをきちんと評価していただいて、事業をやる前からきちんとそれぞれの湧水について、流量を見ていただく、モニタリングしていただくことや、また工事の事業後の杭基礎、確かに連続しないかもしれませんが、今回、設置する深度というのは、この関東ロームと段丘礫層内ですよね。つまり、湧水の地下水が流れる部分に直接つくるものですから、きちんと、それはずっと永遠に設置され続けるわけですよね。

ですから、きちんと工事の施行後もモニタリングしていただいて、影響がちゃんとないということをお願いするのが妥当だと思います。そうしないと、この湧水自体の流量が変化していますが、既に変化していると思うのですよね。季節変動の影響を受けやすいので。それが工事の影響か工事の影響じゃないか分からなくなってしまうと思っています。

委員としては、きちんと湧水に対して保全の項目を入れていただいて、具体的には水循環と地形・地質を入れていただいて、該当する項目をモニタリングしていただくというのが必要であるというふうに考えて御意見としてお伝えします。

以上です。

○事業者 委員、ありがとうございました。

御意見としては承知いたしましたので、検討をさせていただきたいと思います。

○柳会長 第二部会の委員の方について申し忘れましたが、調査計画書についての部会審議は、項目選定及び項目別審議に続いて総括審議となりますので、事業者に対して確認して

おかなければならない点も含めて、質疑応答をしていただければと思います。よろしくお願いたします。

それでは、羽染委員、どうぞ。

○羽染委員 羽染と言います。

調査計画書の段階なので読み取るのが難しいのですが、さきの案件でも、保高先生のほうから指摘があったのですが、いわゆる建設発生土のいわゆる掘る土量とか、再生利用する場所、それから再生する量とか、そういうのを現段階で確認されているでしょうかという質問です。先ほど基礎工事とか、ピット工事のお話があって、最大で324台の車が出ますみたいなお話があったのですが、大気汚染とか騒音・振動、いわゆる廃棄物のことだけではなくて、大気汚染とか騒音、いわゆる交通の車両の騒音・振動にも影響してきますので、そういうものを既に考慮されて車の台数とか、そういうのを既に把握されているでしょうか。

現段階でしてないのであればできるだけ、先ほどのお話でもあったのですが、できるだけ早い段階で、そういう発生土量とか、再利用する場所とか、そういうものを考慮してくださいという意見でございます。

以上です。

○事業者 ありがとうございます。

土量につきましては評価書案のほうで出してまいりますので、調査計画書の段階では、まだ把握はしてございません。

○羽染委員 先ほどのブロック最大の運搬車両とか、そういうのには最大限でそういう運搬車両の台数は考慮されているのでしょうかという質問ですが。

○事業者 今回、三百数台といいますか最大については、過去の類似の工事からの実績という形で出させていただいております。

○羽染委員 過去の類似で。それが規模に合っているのであれば、ある程度見られているのかと理解します。ありがとうございます。

○柳会長 水本委員、どうぞ。

○水本委員 9ページの表4.2-5のことでちょっと確認させていただきたいのですが、こちらの仮線工事をして、それに通して、その後、高架工事を行って、そのまま最後仮線を撤去するというようなお話だったかと思うのですが、仮線を使う期間というのは、この中ではどんな感じなのですかね。2年から6年の仮線工事というのは、撤去も含めて

というか、その辺のその仮線と高架工事とその仮線の撤去と仮線をそのお客さんが使う期間というのがよく分からなかったのですが。確認をお願いします。

○事業者 ありがとうございます。

表5の仮設工事につきましては、新たに仮線を敷設する工事の期間を表示してございます。その後の工事期間中については、仮線を継続して使ってもらいます。それで高架ができて、切替えまでは仮線を使いますので、今、おおむね、この表でいきますと11年もしくは12年末くらいまで仮線としては使用していくようなことを想定してございます。

○水本委員 この年で言うと、正確でなくても今は仕方ないと思うのですが、6年目に仮線ができて、それ以降が、その仮線を使っている期間ということですね。それで12年目ぐらいに高架が終えれば、それに切り替えるということで、この仮線工事のその設置の工事が2から6年目にこのバーで入っていて、その撤去の工事のところは何に入っているのですか。この表では。

○事業者 JR東日本です。本日はよろしくお願いします。私のほうから、今の工事のステップの関係について御説明させていただきたいと思います。

ちょっとこちらの今の工程表が9ページにありますが、その前のページ、7ページのところに断面図がありますので、少しそこでイメージを御説明させていただければと思います。

最初に現在線、下り上りというのが高架橋の下に波線で書かれていると思いますが、まず第1弾として、仮線の上りというものをつくらせていただきます。これがおおむね2年から3年ぐらいのイメージでございまして、一旦そちらのほうに上り線を切り替えると。その後、引き続き、仮下り線というものをつくります。これも2年から3年ぐらいになります。それで、現在の下り線というものを切り替えていくという形になります。

9ページの工程表を見ていただきますと、今2年目から6年目まで仮線工事とありますが、この中で今、言いました仮上り線をつくりまして、そのまま使用する。6年目の終わりぐらいで、仮下り線を工事しまして使用開始していくという形になります。その後、計画している高架橋のこの基礎2本と高架橋の半分ぐらいまでをつくりまして、これも今度9ページのバーにありますが、7年目から12年目ぐらいまでのちょうど間ぐらいまでをかけて工事をしまして、今度、仮下り線を高架橋に上げます。上げた後、またそのスペースを利用しまして、仮上り線の右半分ぐらいのイメージになりますが、そちらのほうをつくっていくという形になりますので、仮下り線が上りました後になりますので、仮線の撤

去としましては、この7年目からそれ以降、順次行っていくというような形になります。

すみません。ちょっと段階の絵がないので非常に分かりにくくて申し訳ないのですが、そのようなイメージだと御理解いただければと思います。

○水本委員 今の御説明で大変よく分かったのですが、仮線工事の撤去工事のことが入っていないのはあまりよくないかなと思うのですが。それとやっぱり、この南武線の利用者の生活にとっては、その下り上り、いつ、どこでどうなるんだというのは、結構気になる情報かと思いますので、今の非常にクリアな御説明をもうちょっとこの表に反映させてもらえるようなことがあったらありがたいかと、私も理解、今、すごく分かりましたということでお願いします。

○事業者 今、お話をさせてもらったのはおおよそのステップでありまして、その時期等はこれからの検討になりますので、どこまで記載できるかというのがありますが、それはこちらのほうで、また検討させていただきたいと思います。よろしく願いいたします。

○水本委員 ありがとうございます。

多分、撤去工事が入っていないのはあんまりよくないかなとは思っています。失礼します。

○柳会長 それでは、続いて横田委員、お願いします。

○横田委員 ありがとうございます。横田です。

この矢川緑地保全地域の湧水に関して、先ほどの宮越部会長の御意見に私も大きく賛成なので、湧水をぜひ検討に含めていただきたいのですが、この湧水から出てきているその漂流水の流路というのが現状では多分、保全地域に閉じるような形で残ってはいるとは思いますが、おそらく流路、旧河道のような環境が単純にその蓋をされている状態で残存しているとすると、この高架化を機に仮にですけど、公園等ができたときに、湧水起源の水路を活用して環境を復元したり、向上させるということが可能な立地にあるように思うのですが、そういった観点で、その保全措置として、この事業が水循環なり、生態系に与える効果を高めるような取組というのは御検討されていらっしゃるのかということをお伺いしたいと思います。

○事業者 ありがとうございます。

本事業としましては、そういった検討はしてございません。

○横田委員 ただ、地盤調査なり何なりの中で、ここの水みちは多分、生かせるよみたいなことというのはやれば出てくると思うのですが、そういった観点で少し地盤を調査するというような考え方というのはないのでしょうか。将来的なその土地利用の考え方を

少し踏まえた環境調査をしていくということはないのでしょうか。

○事業者 高架下の土地利用等につきましては、特にアセスの中では検討はしてございません。

○横田委員 もちろんそれは存じておるのですけれども、環境アセスメントの調査予測評価というステージがあると思うのですけれども、この調査の段階で、この事業がもたらす将来的な可能性も含めた調査ということも考えることは可能だと思うのですよね。それは、されないのですかということです。水循環の観点からしておかなくてよろしいのですかということです。

例えば、矢川遊園とか矢川いこいの広場は多分、旧河道ですよね。そういうようなところは、多分この高架化はできるとおそろくつなぎやすい環境で、非常にいい環境創出ができるようなネットワークがあるのではないかなと思ったのですね。

ですので、そういった観点で環境調査しておくということは考えてもよろしいのではないかなと思ったのですけれども。

○事業者 申し訳ございません。本事業で、今の御意見のところを評価していくというのはなかなか難しいというふうに考えてございますので、どういった表現をする、できるかというところについて、今後、ちょっと考えさせていただきたいと思います。

○横田委員 分かりました。

先ほどの宮越部会長の湧水に対する項目立てと同時に、やはり湧水と関連する生物・生態系に関しても項目立てをぜひ調査項目、項目選定を御検討いただきたいなと思いました。

それは、この地域は比較的農住混在で、農地の屋敷林みたいな環境も少しずつモザイク状に残っている中で、この南武線沿いはエコロジカルネットワークですよね。残るようになっていくような側面があるのではないかなと思うのですよね。

そこに湧水の水道も少し考慮できるような環境があれば、それはやはり、この地域として見たときの生態系のある意味、軸となり得る環境のように思っております。それを例えば、ママ下湧水とかでつなげるような観点で、やはり生態系ネットワークをきちんと確保するような観点での調査というのがやはり必要ではないかなと私は思いました。これは湧水をやられる以上はやはり、生態系もぜひお願いしたいというふうに考えております。

以上です。いかがでしょうか。

○事業者 御意見としては承知いたしました。

○横田委員 ぜひ、一体的に御検討お願いします。

○柳会長 ほかに。

それでは、水本委員、どうぞ。

○水本委員 水本ですけれども、今のことに関連して。

今の河道というのは必ずしも、その過去の段階において同じ道をたどっているわけではなくて、やはり今ある川というのは、もうちょっと蛇行しながらいろいろな流路をたどりながら、今現在の地形に至っているという意味で、いろいろな水循環ですとか、そういうものも関係してくるかと思うのですけれども、そういう地盤とか土壌とか、水循環を調べることによって、正直申し上げれば本事業と関係ないとおっしゃいましたけれども、実は交通地盤、交通インフラであるその軌道ということに関しては、非常に重要な意味を持っていると私のほうもちょっと考えております。

ちょっとコメントとさせていただきます。

○事業者 ありがとうございます。

○柳会長 それでは、まず廣江委員、その後に保高委員、お願いいたします。

○廣江委員 廣江と申します。

先ほど来、水本委員の御指摘で、工事工程の中の仮線の使い方がはっきり分かってきましたので、それを含めてこの中で書かれています仮線区間時の評価についてちょっとコメントさせていただきます。

水本委員の御指摘で御回答がありましたことからはっきり分かったのですが、いわゆる今ある上り線を一番最初に、さらに2線向こう側の上り線に架け変えて、それが一番最後に、最後の上り線高架橋として戻るということですので、この工事区間の表の中をつなぎ合わせると3、4年目から11、12年目までは上り線がずっと仮線で運用されているという状況になることを理解しました。

その上で、仮線側に移ったものは当然、そちら側に今までよりも大きな騒音、あるいは振動をもたらすというのは、もう容易に想像されていて、いろいろ苦慮されていると思うのですが、その上で申し上げたいのは、既に道路交通騒音の現状を調べた58ページの表であるとか、それから鉄道についての評価をした63ページの一覧表を見ますと、押しなべて昼間とかで平均した騒音レベルで見ると、やはり70dB近いところが今でも現在観測されているという状況の中で、さらに上り線側に移ったものへの対応をどう考えられているのか。

それから、この評価の中で仮線で走る電車について、目標を現状より大きく上回ること

というふうな表現ですが、これは現状 70 dBあるものを 75 か 80 ぐらいまでを認めても構わないという認識に私は受け止めてしまうのですが。それを御理解した上で、この表現になっているかどうかについてちょっと確認させてください。

○事業者 施工中の騒音につきましては、対策として境界のところに防音壁を設置したりとか、あとロングレールを使用して、がたつきの音とか、そういったものを低減していくということで措置をしていこうというふうに考えてございます。

あと評価につきましては、大きく上回らないということでございますけれども、現時点で、まだその評価ができてございませんが、現状非悪化というところぐらいに今、考えている状況でございます。

○廣江委員 ありがとうございます。

道路や鉄道も在来線の指針などは、どちらも国際的な情勢を見て L_{eq} という押しなべて 1 日とか、昼間でならしたらどれぐらいのレベルかというので評価されるようになりましたので、よく勉強されている方なんかは当然、現状と道路と比べたりとか。本当は時間的レベル変動は違うのですが、押しなべて見たときに同じ量のやつが道路だったらどこら辺のことをやっているのかというのは、だんだんと皆さん分かってきている中で、やはり仮線区間の間を苦勞されるのは当然、分かっているのですけれども、やはり大きく上回るということという表現はなかなかちょっとこちらとしても判断できない部分がありますので、やはり今言われた対策を含めてきちっと対応されていくということを逆に強調して、目標ができれば、大規模改良線の最終的な目標は、現状比較は当然なのですが、仮線においてもできるだけ努力をしているんだということを理解していただくような形で、こういうのを書いていただけると非常にありがたいです。

以上です。

○事業者 ありがとうございます。

○柳会長 それでは、保高委員、お願いいたします。

○保高委員 土壌汚染ではなく地下水のほうの話、宮越部会長がおっしゃったことに関連してなのですが、今 9 ページ拝見しますと線路方向のくいの間隔はおおむね 11 から 33 m ということは、杭と杭がある、それぞれ間隔が空いているということですよね。だから、この断面の方向としては全部ふさぐというわけではなく、かなり空間が空いた中での一部をふさぐということだと理解をしました。

一方で、宮越部会長が御懸念されている地下水の影響ということは、この地域は重要で

あると思うのですが、中央線も含めて過去にこういう工事はかなりやられていると思うのですよね。

そういう意味で調査をするかしないか、項目を入れるか、審議の情報として過去のこういったところでの高架の工事での影響であるとか、工事が終わった後の地下水の影響がどうだったとかという情報をまずまとめていただけると、その項目に入れるべきか否かみたいな話についても第二部会のほうでの審議が進むのではないかなと思っておりまして、もし、可能であればそういった情報をベースに本当にやらなければいけないのかどうかというのがまた議論できればと思っております。

コメントです。以上です。

○事業者 ありがとうございます。

○柳会長 事業者の方は何か応答はないでしょうか。

○事業者 実績等については確認しないと、ちょっとこの場では分かりませんので、確認させていただいて。そこは事務局のほう相談させていただければと思います。

○柳会長 ほかにいかがでしょうか。

ちょっと時間が押しておりますので、また審議は第二部会のほうでしっかりやっていたきたいと思います。

それでは、質疑応答につきましては以上で終わりたいと思います。事業者の皆さん、どうもありがとうございました。

それでは、準備ができましたら退室をお願いいたします。

(事業者退室)

○柳会長 それでは続きまして、(仮称)後楽二丁目南地区第一種市街地再開発事業環境影響評価調査計画書の概要につきまして、事業者の方から説明を受けることといたします。

最初に、事業者の方に御出席いただきます。事業者の方は入室をお願いいたします。

(事業者入室)

○柳会長 それでは、諮問案件の概要につきまして、事業者の方から説明を受けることといたします。御準備ができましたら御説明をお願いいたします。

なお、説明される際に事業者の方は、冒頭で自己紹介をしていただき、併せて、他の出席者についても御紹介をお願いいたします。その上で御説明をお願いいたします。

それでは、御準備ができましたらよろしくお願いいたします。

○事業者 本日の出席者を紹介させていただきます。

よろしくお願いします。環境コンサルタント2名と準備組合事務局から1名参加させていただきます。よろしくお願いいたします。

そうしましたら説明を始めさせていただきます。すみません。画面共有の接続ができておりませんので、ページ番号を口頭で御説明させていただきます。

それでは、（仮称）後楽二丁目南地区第一種市街地再開発事業の調査計画書について御説明させていただきます。

1 ページ目を御覧いただけますでしょうか。事業者は、後楽二丁目南地区市街地再開発準備組合です。対象事業の種類は、高層建築物の設置です。対象事業の所在地は東京都文京区後楽二丁目でございます。用途地域としましては、商業地域です。事業区域面積は、約27,200㎡。建築面積は、約13,200㎡。延べ床面積は、約30万㎡です。最高高さは、約170mです。主要用途は住宅、事務所、店舗などです。住宅戸数は約250戸、駐車場台数は約700台です。工事予定期間ですけれども、2026年度から2030年度で、供用予定年は2031年度です。

続きまして、2、3 ページ目を御覧ください。事業の目的を御説明いたします。本事業の計画地は、JR、東京メトロ、都営地下鉄大江戸線が乗り入れています飯田橋駅に近接した交通利便性の高い地区となっております。

本事業では、「後楽二丁目地区まちづくり整備方針」などに基づき、文京区の玄関口にふさわしい活力とにぎわいを生み出す複合市街地を形成することを目的といたします。

続きまして、5、6 ページを御覧ください。こちらは計画地位置図と航空写真でございます。計画地の西側には目白通り。南側には、外堀通りが通っております。これらは目白通り、外堀通りに沿って首都高速5号池袋線が高架で通り、その下には神田川が流れております。計画地東側には小石川運動場が位置してございます。

続きまして、9 ページを御覧ください。建物の配置計画は御覧のとおりです。目白通り及び神田川に面した西側に建物の顔を向ける形で、高層ゾーンとしております。小石川運動場、文化財である小石川後樂園につながる東側に低層ゾーンとしております。また、歩行者デッキによる駅からの動線を受け止め、地区内を南北につなぐ歩行者動線である貫通路を2階デッキレベルに確保し、その動線上に2階レベルの駅前広場、地上レベルには、北東広場を配置いたします。

続きまして、10 ページを御覧ください。こちらは計画建物の断面図です。高層ゾーンには住宅、事務所、店舗等を、低層ゾーンには住宅、店舗等を計画してございます。駐車

場は、計画建物の地下1階及び地下2階に配置する計画です。

12ページを御覧ください。こちらは関連車両の主な走行経路です。関連車両は、目白通りからの出入りと、外堀通り都道434号、特別区道文第807号線を経て出入りする経路を想定しております。また、工事の完了後に出入りする関連車両の1日当たりの発生集中交通量は平日2,900台、休日350台を想定しております。

11ページ、(4)を御覧ください。駐車場計画について御説明いたします。駐車場は計画建物の地下1階及び地下2階に配置する計画です。駐車台数は約700台を計画しており、東京都駐車場条例などに基づく台数を満足する計画でございます。

13ページを御覧ください。歩行者動線計画について御説明いたします。歩行者の安全で快適な移動を可能とするため、デッキ階と地上の2層に渡り、歩行者動線を整備する計画です。図中のピンク色の矢印で示しておりますが、飯田橋駅からの動線を受け止め、区内を南北につなぐ歩行者動線である貫通通路を2階デッキレベルに確保します。また、図中のオレンジ色の矢印で示しておりますが、地上レベルでは敷地外周に歩道状空地を設け、西側の神田川の水辺環境や東側の小石川後樂園の緑のつながりにも配慮し、快適な歩行者空間を確保します。

14ページを御覧ください。熱源計画について御説明します。住宅系施設については、主として個別方式にて冷暖房を行います。業務については、個別方式の冷暖房を行います。店舗については中央熱源及び個別方式の冷暖房を行う計画ですが、本事業の用途のうち、中央熱源方式を計画している店舗の占める割合はごくわずかです。

給排水計画について御説明します。上水については、東京都水道局より供給を受け、汚水・雨水は、公共下水道に放流する計画です。雨水については、区の指導要綱に基づき、雨水貯留施設を設置し、都市型水害の防止を図る方針です。

廃棄物処理計画について御説明します。工事の施行中に発生する建設発生土及び建設廃棄物は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律等の法令に基づき、積極的にリサイクルに努めます。リサイクルが困難なものについては処理を行う計画です。また、事前調査により、アスベストが確認された場合は、大気汚染防止法などの関係法令に基づき適切に処理、処分を行います。

工事の完了後に発生する廃棄物については、東京都廃棄物条例などを踏まえ、関係者への啓発活動により、その発生量の抑制に努めるとともに、分別回収を行い、資源の有効利用と廃棄物の減量化を図る計画とします。

緑化計画について御説明します。地区の北東角に計画する地上部の広場を中心に、緑地を確保するとともに、「後楽二丁目地区まちづくり整備指針」に基づき、地区内の広場空間の整備とあわせて、植栽によるまとまりのある緑地空間の創出や、面的に緑が広がったうらおいと、憩いのある環境を創出する計画とします。

省エネルギー対策について御説明します。本事業では、高効率な空調設備、換気設備、LED照明の導入により事業全体として省エネルギーに努める方針です。

15ページを御覧ください。施工計画について御説明いたします。本事業に係る全体工事期間は、2026年度から仮設・解体工事を始め、その後5か年かけ、計画建築物の建設工事を行う予定としております。

16ページを御覧ください。工事用車両の走行経路は御覧のとおりです。車両は、目白通り、外堀通り、都道434号などを利用する計画でございます。

以上が事業の概要になります。

続きまして、環境影響評価の項目の概要について御説明します。

101ページを御覧ください。環境影響評価の項目として選定した項目は13項目です。上から順に、大気汚染、騒音・振動、土壌汚染、地盤、水循環、日影、電波障害、風環境、景観、史跡・文化財、自然との触れ合い活動の場、廃棄物、温室効果ガスを選定いたしました。

104ページを御覧ください。選定しなかった項目及びその理由を御説明いたします。選定しなかった項目は、悪臭、水質汚濁、地形・地質、生物・生態系の4項目です。

悪臭について、工事の施行中において悪臭を発生させるような工事を行いません。また、工事完了後の建物の用途は事務所、住宅、店舗等であり、排水槽等の設置に当たっては、関係法令に基づき設置・維持管理を行う計画です。また廃棄物は廃棄物保管庫に保管するなどの臭気対策を講じますため、周辺住民の日常生活に支障のあるような悪臭を発生させるおそれはないため、項目選定しないことといたしました。

水質汚濁について、工事の施行中において、発生する濁水等の排水は沈砂槽などにより適切に処理し、下水排水基準以下で公共下水道へ放流いたします。また、工事の完了後の雨水及び生活排水は、下水排水基準以下で公共下水道へ排水することから、公共用水域及び地下水質等に影響を及ぼすことはないため、項目設定しないこととしました。

地形・地質について、計画地及びその周辺には、学術上、景観上配慮しなければならない特異な地形・地質はございません。また、計画地は起伏がほとんどなく平坦地であり、

崖地等も見られないことから、地形・地質に及ぼす影響はないため項目選定しないこととしました。

生物・生態系について、計画地及びその周辺は、主に事務所建築物、中小併用建築物等が立地しています。都心の市街地といった状況です。計画地内には建物が高密度で立地しており、植生はほとんど見られないことから、生物・生態系に影響を及ぼすものはないものとするため、項目設定しないことといたしました。

環境影響評価の項目などの概要の説明は以上でございます。ありがとうございました。

○柳会長 御説明ありがとうございました。

環境影響評価調査計画書の部会審議については、第一部会で行っていただきます。調査計画書についての部会審議は、項目選定及び項目別審議に引き続き、総括審議となりますので、事業者の方に対して確認しておかなければならない点がありましたら、質疑応答をしていただければと思います。いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

(なし)

○柳会長 それでは、特段、御発言がないようですので、質疑応答を終わりたいと思います。

事業者の皆様、本日ありがとうございました。それでは退室をお願いいたします。

(事業者退室)

○柳会長 それでは、受理報告を続けたいと思います。

事務局のほうで続けてお願いいたします。

○椿野アセスメント担当課長 事務局のほうから受理報告の御説明をいたします。

8月の受理報告にかかわる助言事項、事業者回答につきましては、今回はありません。

9月の受理報告にかかわる助言事項一覧についても今回はなしとなっております。

以上になります。

○柳会長 はい、ありがとうございます。

それでは受理報告につきましては以上で終わりたいと思います。

そのほかに何かございますでしょうか。

(なし)

○柳会長 それでは、特にないようですが、私のほうから1点ちょっと事務局に確認しておきたいことがあります。

本日の議題ではありませんが、このところ、神宮外苑再開発事業に関連しまして、様々な動きがありました。今後、都事業のアセス審議について、特にスケジュールなどどうな

るのか改めて確認しておきたいと思いますがいかがでしょうか。

○椿野アセスメント担当課長 事務局のほうから御説明いたします。

神宮外苑の事業につきましては、事後調査計画書では、今後、いちょう並木の活力度調査の結果などに関する事後調査報告書が10月に提出される予定となっております。その後、提出されましたら、その後の審議会で報告されることとなります。

また、7月の総会で報告されました事後調査報告では、事業者は、「ラグビー場等の詳細な形状につきましては現在検討中であり、検討の結果はラグビー場の新築工事前に変更届において報告する予定である」と説明しており、今後、関連する変更届が提出された場合、その後の審議会で報告されることとなります。

○柳会長 はい、ありがとうございます。

ただいま、事務局から、神宮外苑に関するアセス審議の当面のスケジュールについての説明がありました。

言うまでもないことですが、東京都のアセス制度自体は、国の環境影響評価法の成立に先を駆けて、昭和55年に条例を制定したのが始まりになっておりまして、それ以降40年以上にわたって多くの案件を取扱い、大規模事業が環境に与える影響の低減に大きな成果を上げてきたところであります。

このように実績を重ねてきた都の歴史あるアセス制度の下で、様々な案件と同様、神宮外苑の再開発事業に関しましても、このアセス審議で、条例に従って適切に手続を進めてきており、また、外部からの指摘に対する反証の場を設けるなど、丁寧に議論を進めてまいったことは皆さん御承知のとおりかと思います。

今後も、しっかりと議論を重ねていくことを委員各位や事務局と確認しておきたいと思っています。

私からは以上であります。そのほか何かございますでしょうか。

(なし)

○柳会長 それでは、これをもちまして本日の審議会を終わりたいと思います。長い時間、皆様どうもありがとうございました。

それでは、傍聴人の方は退室ボタンを押して退室をお願いいたします。

(傍聴人退室)

(午後0時43分 閉会)